

米海軍横須賀基地への立ち入り要請等についての申し入れ

横須賀市長 上地克明様

2024年3月12日

参加団体（アイウエオ順）

いらない！原子力空母		市原 和彦
改憲・戦争阻止！大行進横須賀	事務局長	船木 明貴
神奈川ネットワーク運動・横須賀	代表	瀧川 君枝
神奈川平和運動センター		福 田 護
かながわ平和憲法を守る会	共同代表	呉東 正彦
原子力空母の横須賀母港問題を考える市民の会共同代表		呉東 正彦
原子力空母の母港化を阻止する三浦半島連絡会事務局長		新倉 泰雄
新日本婦人の会横須賀支部	支部長	井上 浩子
非核市民宣言運動・ヨコスカ		新倉 裕史
ピースムーブ・ヨコスカ		中井美和子
すべての基地に「ノー」を・ファイト神奈川		木元 茂夫
三浦半島地区労センター	事務局長	小原 慎一
ユニオンヨコスカ	委員長	高橋 祥夫
横須賀市東部漁業協同組合組合員		小松原哲也
横須賀市民9条の会		巴 ふ さ
よこすか非戦手帖		松本 麻里
横須賀平和委員会	会長	萩原 富子
ヨコスカ平和船団		鈴木 茂樹

申し入れ18団体のひとつ「ヨコスカ平和船団」は、昨年12月18日、継続して調査してきた米海軍横須賀基地排水処理場の現場写真を示し、米海軍の唯一の「対応策」である粒状活性炭フィルターが停止していると思われる、今すぐ立ち入り調査をと横須賀市に要請しました。

その3日後、南関東防衛局は、2023年10月21日から活性炭フィルターが停止していた事実を、横須賀市に伝えます。

上地市長は「稼働停止してから2ヶ月も経っている。なぜもっと早く情報提供が無かったのか、大変遺憾だといわざるを得ない」（横須賀市第8報）と不信感をあらわにし、「活性炭フィルター通過前後のサンプリング結果の数値について情報提供するよう、改めて、強く求める」（横須賀市第8報）と南関東防衛局長に伝えます。

しかし、今年1月18日、防衛省地方協力局環境政策課長が持ってきた回答は「米側からは前回市長にご説明した「PFOSの値は安定している」以上の回答は得られなかった」というものでした。

米海軍の不誠実な対応に対して、上地市長は「原因究明もできていない、サンプリングの分析結果の公表もない、そのような状況下にも関わらず粒状活性炭フィルターの稼働を停止したとすれば多くの市民が不安に思う」「それでも分析結果を出せないということであれば、米側の3条管理権により、米海軍横須賀基地への立入りを認めてもらい、市独自でサンプリングができるよう、米側と調整してほしい」（横須賀市第9報）と1月18日に、国に要請します。

これに対し防衛省は、2月16日、「米軍に確認したが、立入りについては認められていない」（横須賀市第10報）との現状報告を横須賀市に伝えます。

同日、在日米海軍司令官との電話会議で上地市長は、「サンプリング結果の数値の提供がいまだにされていない」ことを指摘したうえで、「粒状活性炭フィルターの稼働が停止したことで、不安になっている市民が少なくないのではないかと考えている。私は市民の不安を払拭したい、その一心でこれまで申し入れをしてきた」との思いを表明します。

さらに上地市長は2月20日、木原防衛大臣とエマニュエル駐日大使（宛）に要望書を手交し、①令和5年1月実施分以降の粒状活性炭フィルター通過前後のサンプリング分析結果の数値について速やかに情報提供すること ②米側の管理権に基づき、米海軍基地へ立入りを認め、市独自のサンプリングが実施できるようにすること ③原因究明を図り、情報提供を行うこと ④日本環境管理基準（JEGS）の改訂について、協議を加速すること、を要望しました。



PFAS問題に関心を持つ上記18団体は、1月18日以降の上地市長の対応を注視してきました。市独自でサンプリングができるよう、基地への立入りを求めたこと、市民の不安を払拭したいと海軍司令官に伝えたこと、原因究明を求め続けていること等々に共感し、その姿勢を高く評価したいと思います。

その上で、本日の申し入れを行います。

2月16日の電話会議で、在日米海軍司令官は、「PFASに関することは全て在日米軍司令部が対応しており」「私としても、これ以上言及するのが出来ない」と市長に伝えますが、在日米海軍司令官がこの問題の直接の当事者であり、横須賀市への情報提供の第一の窓口であり、最大の説明責任者であることには、変わりありません。

日本政府、米海軍司令部、在日米軍司令部が問題をたらい回しにし、誰一人として、市長の要請に真剣に答えようとしてないのが現状です。事態の打開のためにも、国に立入りを要請し、その結果を待つだけという姿勢ではなく、横須賀市が、自らの努力で立入りを

実現するという強い姿勢を示すことが、今何よりも求められているのではないのでしょうか。

●
横須賀市が1月18日に求めた、立ち入り要請の根拠としているのは、日米地位協定第三条に関連する日米合同委員会合意「合衆国の施設及び区域への立ち入り手続き」（1996年12月2日合意、2022年7月15日改正）だと思われます。

同合意の「3.手続き」には、「立ち入りを予定する申請書に記載された施設及び区域が所在する都道府県名にある地方議会及び地方公共団体の職員」の立入のための申請は「立入を予定する施設及び区域を管理する合衆国の軍人に対して直接行う」と明記されています。

また、1973年の合同委員会合意「環境に関する協力について」でも、「市町村及び県に係る手続き」では、「米軍現地司令官に対し調査を要請することができ」、さらに「県又は市町村」が「問題となった場所を直接視察し」、「当該司令官はそのような視察やサンプル入手を許可することができる」とあります。

●
1996年12月2日合意に関しては、次のような浦郷弾薬庫（浦郷倉庫地区）立ち入りの実績もあります。

1997年8月14日、原田章弘横須賀市議は、市の基地対策課を連絡調整員として横須賀基地へ立ち入り申請書を提出しました。紆余曲折はありましたが、8月14日原田市議の浦郷弾薬庫への立ち入りが実現します。

「全国で初」（神奈川、1997.7.24）、「民間人初の立入」（読売、1997.8.15）と報じられた浦郷弾薬庫の立入は、SACO「合意」に基づく1996年12月2日の日米合同委員会で承認された「立ち入り許可手続き」を適用して実現したものでした。横須賀市の基地対策課が連絡調整員として動いたことも忘れてはならない事実です（資料1）。

こうした過去の「実績」も踏まえながら、横須賀市による米海軍への直接的な働きかけがあるべきではないのでしょうか。いまこそ、米海軍との「友好関係」を最大限に発揮して、米海軍に直接、立ち入りを要請する時だと思います。

●
新たに考えなくてはならない問題も発生しています。

上流域に米軍弾薬庫が存在する、広島県の瀬野川流域で有機フッ素化合物が指針値を超えて検出されている問題で、県と東広島市は、国に対して調査や対策を要望しました。要望書では「米軍に対し、川上弾薬庫に関する情報の公表や、弾薬庫内での水質検査を求め、また、汚染除去などの対策について具体的な方法を示すこと、などを求めています」（中国放送RCCニュース、2024.2.20）

東広島市が2月8日に防衛省に提出した要望書（資料2）を資料として添付しますが、浦郷弾薬庫や吾妻島貯油施設を有する横須賀基地でも、これらの施設の泡消化剤の使用実績の把握は不可欠だと思われます。



以上を踏まえ、わたしたち18団体は、次の5項目の要請を提出いたします。市民の安全を第一に考えた、積極的な行動、回答をお願いいたします。

記

1. 立ち入りに関する日米合同委員会合意を駆使して、横須賀市が直接米海軍司令部に立入調査を申請すること。
2. すでに作成されているといわれている排水処理場PFAS汚染の「調査報告書」の公表について、在日米軍司令部（横田）に、直接的な働きかけを行うこと。
3. 市長も要請していることですが、米海軍司令部に対して、原因究明作業の継続を求め、常に経過説明を求め続けること。
4. 基地外の海水サンプル調査は、汚染水の希釈問題があるので、検出された濃度をもって安全宣言とすることがないように、米海軍司令部にあらかじめ申し入れること。
5. 浦郷倉庫地区（弾薬庫）、吾妻島倉庫地区（貯油施設）における有機フッ素化合物含有の泡消化剤の保有履歴、訓練を含む使用履歴、貯蔵状況、地下水や土壌調査の有無等について、米海軍司令部に資料提供を求めること。

以上です。